

プロテストにおける年齢制限の救済措置について

JBCルール第18条1項①号ではプロテストの受験資格は、「年齢が16歳以上34歳以下であること。」となっております。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、プロテスト実施の見送りなどの感染防止対策のため、実施見送り期間中に受験資格の上限である35歳の誕生日を迎えてしまい、プロテストの受験ができなくなる不利益が生じています。

感染症の拡大におけるプロテスト実施の見送りは受験生の責に負うところではないので、JBCはそのような不利益を回避させるため以下の救済措置を施行いたします。

記

【対象】 プロテスト実施見送り期間中に35歳の誕生日を迎える者。

【条件】 35歳の誕生日を迎えるまでに（34歳のうちに）プロテストの受験申請を済ませていること。

（JBCホームページの「プロボクサー新人テスト受験要項」に基づき申請がなされ、かつJBCの各管轄地区事務局がその申請を受理していること）

【救済措置】

プロテスト実施見送り期間中に35歳の誕生日を迎えた受験生には、誕生日より見送り期間に相当する日数を猶予期間として与える。

（上記条件を備えていれば見送り期間中に35歳となってもプロテストの受験が可能となる）

以上

令和2年6月3日

一般財団法人日本ボクシングコミッション